

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8年 7月 8日

契約事務受任者

名古屋市緑政土木局長 加藤 人士

入札に付する事項	[1]	業務委託名	小規模附属物（道路照明）点検業務委託（千－１）			
	[2]	業務委託場所	千種土木事務所管内			
	[3]	業務委託内容	本委託は、小規模附属物（道路照明）の点検を行うものです。 道路照明点検 210基			
	[4]	履行期間	契約締結日から 170日間			
	[5]	予定価格（税抜き）	公表なし			
	[6]	発注担当課	道路維持課			
競争入札参加資格	[7]	申請区分	工事請負			
	[8]	申請業種	「屋外照明工事」の認定を受けている者であること。			
	[9]	事業所の所在地	名古屋市内に、本店を有する者であること。			
	[10]	履行実績	－			
	[11]	技術者	－			
	[12]	その他	－			
入札の手続等	[13]	設計図書の入手方法等	名古屋市ホームページ（調達情報サービス https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/ ）からダウンロード			
	[14]	質問の受付期限	令和 8年 7月 16日（木）午後 5時まで			
	[15]	質問回答の閲覧期限	令和 8年 7月 24日（金）午後 5時まで			
	[16]	入札書の提出期間	令和 8年 7月 22日（水）午前 9時から 令和 8年 7月 24日（金）午後 5時（入札書受付締切日時）まで			
	[17]	開札日時	令和 8年 7月 27日（月）午前 9時40分			
	[18]	再度入札予定時刻	再度入札を行う場合は初度入札の開札時に、再々度入札を行う場合は再度入札の開札時に、再入札書受付開始予定日時及び再入札書締切予定日時を指定し通知しますので、これらの日時を確認のうえ、入札作業を行ってください。			
	[19]	申請書等の提出期限	令和 8年 7月 29日（水）午後 5時まで			
	[20]	予定価格の設定方法	総額	[21]	積算内訳書の提出	不要
	[22]	調査基準価格	設定する	[23]	最低制限価格	設定しない
	[24]	注意事項	(1)開札は、令和 8年 7月 8日に公告した ①「小規模附属物（道路照明）点検業務委託（中村－１）」 ②「小規模附属物（道路照明）点検業務委託（千－１）」 ③「小規模附属物（道路照明）点検業務委託（北－１）」 ④「小規模附属物（道路照明）点検業務委託（昭－１）」 の順に行い、いずれかの業務で落札候補者となった場合は、当該業務より後に開札する業務に関する入札を開札時に無効とします。 (2) (1)の開札の結果、いずれかの業務で再度入札又は再々度入札を行うこととなった場合は、当該業務より後に開札する業務の開札時刻を延期します。 (3)落札候補者となった者は、[19]の期限までに、電子入札システム上で「競争入札参加資格確認申請書添付ファイル」を送信してください。			
	[25]	入札・契約担当部署	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局総務課（名古屋市役所西庁舎 6階） 電話：052-972-2809 F A X：052-972-4166			

1 入札後資格確認型一般競争入札の競争入札参加資格について

入札参加者は、**競争入札参加資格[7]～[12]**に定める競争入札参加資格を満たすほか、次に掲げる資格をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(7) 注意事項

ア **競争入札参加資格[7]、[8]**に示す申請区分及び申請業種は、名古屋市における令和 7年度及び令和 8年度競争入札参加資格の認定を本公告に記載した開札日現在において受けていること。

イ **競争入札参加資格[9]**において事業所の所在地を求める場合は、本公告に記載した開札日現在において当該事業所を有する者であること。

ウ **競争入札参加資格[10]**において実績を求めるときの「その他別に定める法人」とは、以下の法人をいいます。

- (ア) 建設業法施行令（昭和31年政令第 273号）第45条に規定する公共法人、又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人（地方住宅供給公社、地方道路公社及び高速道路株式会社等）
- (イ) 公益財団法人名古屋まちづくり公社（（旧）財団法人名古屋都市整備公社を含む。）
- (ウ) 公益財団法人名古屋市みどりの協会（（旧）財団法人名古屋市みどりの協会を含む。）
- (エ) 中部国際空港株式会社

なお、実績として申請する業務等の契約時に上記(ア)に該当した団体も含めるものとします。

エ **競争入札参加資格[11]**において技術者の資格を求める場合は、各種資格者証又は講習修了証等を有する者であること。

オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本入札に参加することはできません。（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者で特別な理由があり適当と認められた場合を除く。）

2 入札の手続等について

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

入札の手続等[25]に示す契約担当部署

(2) 設計図書の入手方法等

入札の手続等[13]によります。

(3) 入札説明書（入札公告及び設計図書を含む。）に対する質問

ア 質問方法

名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出して下さい。

ただし、ＩＣカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる事由により電子入札システムの利用ができない者は、緑政土木局総務課（以下「入札担当部署」という。）の承諾を得た場合に限り、持参又はファックス等により質問を行うこと

ができます。

なお、電子入札システムに資料を添付する場合は、名古屋市電子入札実施要領（17財監第73号）5(2)、(3)及び(6)に準ずるものとします。

イ 受付期限

入札の手続等[14]によります。

ウ 質問に対する回答

質問者に**電子入札システム**にて回答するほか、**入札の手続等[13]**に示す公告掲載場所に掲載します。あわせて補足図面等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ずご確認ください。なお、持参又はファックス等にて質問を受け付けた場合、質問者には上記のほか個別に回答します。

エ 閲覧期限

入札の手続等[15]によります。

オ 注意事項

質問書の提出に際しては、名古屋市電子入札ホームページ

(<https://www.nyusatsu.city.nagoya.jp/>) の要綱・マニュアルの電子入札システムマニュアル（工事・委託）第 8章質問回答をご確認下さい。

3 入札の方法等について

(1) 入札の方法

本入札は、入札を**電子入札システム**で行います。

(2) 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出して下さい。

紙による入札書の提出は、原則として認めません。ただし、I Cカードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害など、やむを得ないと認められる事由により入札担当部署の承諾を得た場合に限り、紙により入札を行うことができます。

(3) 入札回数

初度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、初度入札を含め 3回を限度として入札を行うものとします。

再度入札は**入札の手続等[18]**のスケジュールで行いますので、開札日時には再度の入札作業が引き続きできる態勢でいて下さい。

なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。

(4) 入札書の提出期間

入札の手続等[16]によります。

(5) 落札の決定

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(6) **電子契約**又は**紙契約**の選択

電子入札システムにより提出する入札書の備考欄に10（4）において希望する契約種別を「**電子契約希望**」又は「**紙契約希望**」と入力して下さい。

4 開札について

(1) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時

入札の手続等[17]によります。

イ 開札場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎 6階 名古屋市緑政土木局総務課

(2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができません。

(3) 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者を落札候補者とし、落札候補者にのみ「落札候補者決定通知」を発行します。

また、開札時の落札決定は行わず、落札保留の取り扱いとします。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者が 2 人以上あった場合、電子入札システムにより電子くじを行い、落札候補者を決定します。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した 3桁の番号となります。(初期値として代表電話番号の下 3桁が表示されており、変更入力しない場合はその番号がくじ番号として取り扱われます。)くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはありません。

5 入札の無効について

次に該当する入札は、無効とします。

- (1) 名古屋市競争入札参加者手引（17財監第67号）第13の規定に該当する入札
- (2) 電子入札システムによらない入札（ただし、3(2)ただし書きの場合を除く。）
- (3) 1(7)オに記載する組合と当該組合の組合員との双方が、一の競争入札に参加した場合、その組合のした入札
- (4) 同一案件において電子入札システムによる入札と紙による入札を二重にした入札

6 競争入札参加資格確認申請書の提出方法等について

落札候補者となった者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出して下さい。

なお、**競争入札参加資格[9]**において事業所の所在地を求める場合で、当該事業所が名古屋市において令和 7年度及び令和 8年度の競争入札参加資格登録されている事業所と異なるときは、**競争入札参加資格[9]**が確認できる書類（建設業許可の内容がわかるもの、商業登記簿、納税証明書の写し等）を提出して下さい。

(1) 提出方法

落札候補者は、申請書等を **名古屋市電子申請サービス** (<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/ryokudo-keiyaku>。以下「電子申請サービス」という。)により提出するものとします。ただし、電子申請サービスにより難しい場合は、持参により提出することができます。

(2) 持参による場合の提出先

入札の手続等[25]に示す契約担当部署

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

入札の手続等[19]によります。

(5) 注意事項

ア 競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により、資格の確認を行うものとします。

イ 申請書等の提出は、落札候補者決定通知日の翌日から起算して原則として 2 日（休日は含まない。）以内に行わなければなりません。

ウ 落札候補者がイに定める提出期限内に申請書等の提出をしないとき、落札候補者が入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は、無効とします。

エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された申請書等は返却しませんが、提出者に無断で他の用途に使用することはありません。

カ 提出期日を過ぎた後に落札候補者の都合により申請書等の訂正又は差し替えを行うことは認められません。（契約担当部署からの指示があった場合を除く。）

キ 申請書等の作成にあたり虚偽記載をした者等契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名停止を行うことがあります。

7 申請書等に関する問い合わせ先について

入札の手続等[25]に示す契約担当部署

8 落札者の決定について

- (1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は、落札者とし

て決定されます。

- (2) 落札者の決定は、電子入札システムにより、落札者の名称を記載した通知が入札者全員に通知されます。

- (3) **低入札価格調査制度の適用**

入札の手続等[22]において調査基準価格を設定する場合は、緑政土木局低入札価格調査要領の対象とし、落札候補者の入札価格が同要領第 3 条第 2 項で定める調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第 4 条の規定に基づき調査を行うものとします。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明について

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日（休日を含まない。）以内に、無資格理由について、書面により説明を求めることができます（様式自由）。
- (3) (2)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行います。
- (4) (2)の書面の提出先……**入札の手続等[25]**に示す契約担当部署

10 その他

- (1) 入札保証金の納付義務
免除します。
- (2) 予定価格の設定方法
入札の手続等[20]によります。
- (3) 契約保証金の納付義務

ア 納付

落札者は、施行令第 167 条の 16 及び名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 30 条の規定により、契約を締結する日までに契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付しなければなりません。

イ 納付の免除

次に該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

(ア) 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 落札者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 納付に代わる担保の提供

名古屋市契約規則第 4 条第 2 項に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。

エ 還付

(ア) 契約保証金は、契約内容に従った履行が終わった後に還付します。

(イ) 契約保証金には利子を付しません。

- (4) 契約の締結

本件契約は、**電子契約**又は**紙契約**による契約手続きを選択できます。落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

電子契約の場合は、発注者と受注者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。

紙契約の場合は、契約書は 2 通作成し、双方各 1 通ずつを保管します。ただし、契約金額が 200 万円以下の場合は、請書によることができます。

また、契約書の作成にかかる費用はすべて落札者の負担とします。

- (5) 電子入札システムの利用

本入札への参加は、**入札の手続等[16]**に示す入札書の提出期間において、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書（注）を格納しているカード（以下「IC カード」という。）を取得しており、かつ電子入札システムへ IC カードによる利用者登録を行っていることが必要となります。

また、IC カードの名義人（商号又は名称、所在地を含む。）は、名古屋市競争入札参加資格審査の申請を行った代表者である必要があります。ただし、本市との入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者を名義人とした IC カ

ードによるものに限りです。

電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前 8時から午後 8時までです。

(電子入札システムに関する問い合わせ先)

名古屋市電子調達ヘルプデスク 電話 0570-001-279

(注) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号により定義されたもの。

(6) 入札の中止等

天災地変があった場合、システム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合又は予算その他の理由によっては、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。

なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とします。

(7) 入札談合に関する情報があつた場合等の措置

入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続きの変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し(既に契約に至っている場合は契約の解除)その他必要と認める措置を講じることがあります。

(8) 損害賠償の請求

この契約において、談合等の不正行為により本市が被つた金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。

(9) 本入札については、本公告に定めるものの他、定めのないものについては名古屋市契約事務手続要綱(17財監第66号)、名古屋市電子入札実施要領及び名古屋市競争入札参加者手引に定めるところによります。

(10) この契約を履行する場合においては、「緑政土木局における情報取扱注意項目」を遵守してください。

(11) その他、**入札の手続等[24]**に定める注意事項によります。